資料1

協議会の位置づけ及び役割について

協議会の位置づけについて

1. 協議会の法的な位置づけ

バリアフリー法※1第24条の4第1項に規定する法定協議会

2. 協議会開催の根拠

市が作成した開催要綱※2に基づき協議会を開催

3. 協議会の目的

バリアフリー法^{※1}第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針の内容について、利用者、関係事業者、市など関係者間における協議・調整や合意形成を図る。

- ※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91条)
- ※2 「参考資料1|参照

協議会における各構成員の役割について

1. 高齢者・障がい者団体、社会福祉協議会

利用者の視点での課題(バリア箇所等)や必要な対策に関する意見

2. 施設設置管理者、交通事業者、交通管理者

事業実施を見据え、事業主体としての視点で高齢者、障がい者等の利用実態や必要な対策に関する情報提供

3. 商工会議所

商業施設の管理者である民間事業者の代表的な立場として施設のバリアフリーに関する意見や、民間施設管理者への周知・情報提供

4. 関係行政機関

バリアフリーに関する情報提供や、行政機関としての意見

5. 有識者

専門家の立場で協議会の合意形成に向けた意見

移動等円滑化促進方針に係る重要事項について

◆協議結果の尊重

バリアフリー法第24条の4第5項 「協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその<mark>協議の結果を</mark> 尊重しなければならない。」

例)

- ・移動等円滑化促進地区内における旅客施設や生活関連経路等のバリアフリー化の 方針
- ・移動等円滑化促進方針策定により義務化される届出制度
- ・心のバリアフリー促進の関する取り組み

協議会においては合意形成に向けた十分な協議・調整が必要